

昭和村の教育大綱について

1 教育大綱とは

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3により規定されている。
- 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。
- 昭和村総合教育会議で協議・調整の上、村長が策定する。

昭和村においては、以下の理由により、第6次昭和村振興計画後期基本計画（以下「振興計画」と言う。）の該当項目をもって大綱と位置付ける。

- ① 振興計画が村の最上位計画であり、村として目指すべき施策の取組の方向性、具体的な目標値を掲げた指標が設定されていること。
- ② この上位計画の下に昭和村教育振興基本計画といった個別計画が体系的に位置付けられていること。

2 福島県昭和村教育大綱

令和8年2月2日改定

令和8年4月1日施行

(1) 内 容

第6次昭和村振興計画後期基本計画における以下の項目を位置付ける。

目指す将来像(ビジョン)実現のための基本目標

基本目標2 心地よく暮らせるむら

施策項目1 ウェルビーイング(身体的・精神的・社会的良好性)の確立

基本目標3 生きる力を育む教育のむら

施策項目1 特色ある教育システムの構築

施策項目2 心地よく子どもを育てられる環境

基本目標4 生業と誇りある仕事を生むむら

施策項目3 いとなみを継ぐ

(2) 対象期間 令和12年度まで